

令和 7 年度

決算特別委員会資料

(健全化判断比率・資金不足比率)

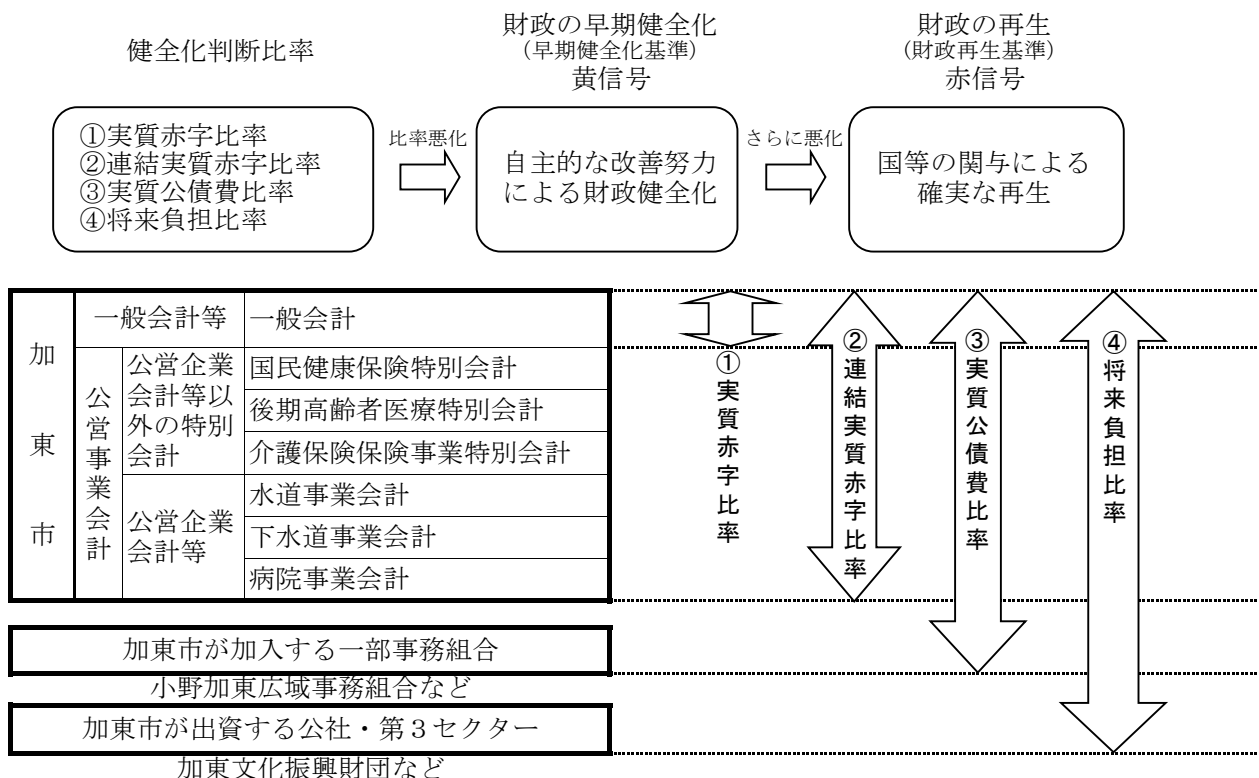
総務財政部総務財政課

財政健全化判断比率等の概要

□ 健全化判断比率の公表等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）

○地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）は、毎年度、以下の健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することが、平成20年度から義務づけられています。



□ 健全化判断比率・資金不足比率

健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準	加東市
①実質赤字比率 形式的には黒字であっても、翌年度の収入をその年度に繰り上げていたり、その年度に支払うべきものを翌年度に繰り延べしているなどして実質的には赤字の状態を実質赤字といいます。 一般会計等における実質赤字が、財政規模に対してどれくらいの割合になっているかを示す比率です。	12.92%	20.00%	— 算定されない
②連結実質赤字比率 一般会計等のほか、水道事業会計など市の全ての会計を合計した結果、実質赤字が生じている状態が連結実質赤字です。 財政規模に対する連結実質赤字の割合が連結実質赤字比率です。	17.92%	30.00%	— 算定されない
③実質公債費比率 道路建設などの資金として借りた地方債（自治体の借金）を償還するのが公債費です。 一般会計で負担する特別会計の公債費も含めた額が、財政規模に対してどれくらいの割合になっているか示すのが実質公債費比率で、過去3年間の比率の平均により算出します。	25.0%	35.0%	5.8%
④将来負担比率 加東市の会計で負担する公債費のほか、一部事務組合や市が出資する第3セクターなどの負債のうち本市が将来的に負担すべき金額から、基金などの貯蓄や歳入の見込まれる財源見込みを差し引いたものが、財政規模に対してどれくらいの割合になっているかを示すのが、将来負担比率です。	350.0%		— 算定されない

資金不足比率	経営健全化基準		加東市
当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。	20.0%		— 算定されない

(単位: %)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
282286	兵庫県	加東市	－	－	5.8	－
団体区分	3.市					

↑※必ず選択して下さい。

(単位: %)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	12.92	17.92	25.0	350.0
13,258,205	0	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

総括表② 連結実質赤字比率等の状況（令和7年度決算）

Ver.07.00

団体名

兵庫県加東市

会 計 名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	585,221	4.4
小 計		585,221	4.4
標準財政規模		13,258,205	100.0
実質赤字比率（％）		-4.41	※

会 計 名		実質収支額	
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計	65,841	0.5
	介護保険保険事業特別会計	74,008	0.6
	後期高齢者医療保険特別会計	21,544	0.2

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、
「実質赤字比率（％）」又は「連結実質赤字比率（％）」は負の値で表示されます。

会 計 名		資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	水道事業会計	2,084,863	15.7
	下水道事業会計	150,872	1.1
	病院事業会計	370,992	2.8
法 非 適 用 企 業			
合 計		3,353,341	25.3
標準財政規模(再掲)		13,258,205	100.0
連結実質赤字比率（％）		-25.29	※

総括表③ 実質公債費比率の状況(令和7年度決算)

Ver.07.00

団体名 兵庫県加東市

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	元利償還金の額 (繰上償還額等 を除く) (3③ A表「元利償還 金」欄の数値を 転記)	積立不足額を考 慮して算定した 額 (3①表 「エ」欄の数値 を転記)	満期一括償還地 方債の1年当た りの元金償還金 に相当するもの (年度割相当 額) (3①表 「ウ」欄の数値 を転記)	公営企業に要す る経費の財源と する地方債の償 還の財源に充て たと認められる 繰入金 (3②表 「合計※」欄の 数値を転記)	一部事務組合等 の起こした地方 債に充てたと認 められる補助金 又は負担金	公債費に準ずる 債務負担行為に 係るもの	一時借入金の利 子	特定財源の額 (3③A表「特 定財源計」欄の 数値を転記)	事業費補正によ り基準財政需要 額に算入された 公債費	災害復旧費等に 係る基準財政需 要額	密度補正により 基準財政需要額 に算入された元 利償還金及び準 元利償還金(た だし、④～⑦に 係るものは、地 方債の元利償還 額を基礎として 算入されたもの に限る)
令和5年度	2,399,842			990,863	14,877		265	273,479	749,637	1,659,703	21,613
令和6年度	2,317,907		1,000	876,060	9,064		1,357	279,780	744,317	1,563,870	22,657
令和7年度	2,340,381		1,667	796,432	17,361		1,811	311,064	752,936	1,525,079	23,742

	⑫	⑬	⑭
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債 発行可能額
令和5年度	8,631,356	3,979,635	119,399
令和6年度	8,588,778	4,262,053	58,336
令和7年度	8,513,640	4,744,565	

⑮
地方財政法第5 条の3第4項第 1号の規定に基 づき総務大臣が 定める額 (特別区のみ記 入)

	実質公債費比率 (単年度)
令和5年度	6.81023
令和6年度	5.62248
令和7年度	4.97270

実質公債費比率 (3か年平均)
5.8

(参考)

	⑥の内訳								
	PFI事業に係る 債務負担行為に 係るもの(省令第 7条第1号)	いわゆる五省協 定により、利便施 設及び公共施設を 買い取るために 行った債務負担行 為に係るもの(省 令第7条第2号)	国営土地改良事業 並びに独立行政法 人森林総合研究 所、独立行政法人 水資源機構及び独 立行政法人環境再 生保全機構の行う 事業に対する負担 金(省令第7条第 3号)	地方公務員等共済 組合が建設した職 員住宅等の無償譲 渡を受けるために 支払う賃借料(省 令第7条第4号)	社会福祉法人が施 設の建設のために 借り入れた借入金 の償還に対する補 助(省令第7条第 5号)	損失補償又は保証 に係る債務の履行 に要する経費の支 出(省令第7条第 6号)	地方公共団体以外 の者の債務を引き 受けた場合におけ る当該債務の履行 に要する経費の支 出(省令第7条第 7号)	その他これらに準 ずると認められる もの(省令第7条 第8号)	利子補給に係るも の(政令第12条第 4号)
令和5年度									
令和6年度									
令和7年度									

総括表④ 将来負担比率の状況（令和7年度決算）

Ver.07.00

団体名

兵庫県加東市

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額					連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)		
25,476,987	0	4,322,682	631,275	577,897	0	0	0	0	0	0	0

(分母比)

233

40

6

5

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能 特定歳入		基準財政需要額 算入見込額
		うち都市計画税	
11,472,369	1,558,277	1,357,001	23,613,513

(分母比)

105

14

12

216

将来負担額 A
31,008,841

283

充当可能財源等 B
36,644,159

335

A - B
-5,635,318

-51

将来負担比率 (%)

-

-51.4

標準財政規模 C
13,258,205

121

算入公債費等の額 D
2,301,757

21

C - D
10,956,448

100

【個別資料】

- ① 令和 7 年度健全化判断比率等の算定について

令和7年度 健全化判断比率等の算定について

◎実質赤字比率

実質赤字比率	=	一般会計等の実質赤字額＝0千円
—		標準財政規模＝13,258,205千円

※ 一般会計等(普通会計)を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

【参考】

実質赤字比率を負の値で表示すると次のとおりである。

$$\frac{585,221 \text{ 千円}}{13,258,205 \text{ 千円}} = -4.41 \%$$

【対象会計】

・一般会計

実質収支額

一般会計実質収支額

585,221 千円

【赤字額の内容】

・繰上充用額	歳入不足のため、翌年度の歳入を繰り上げて充用した額
・支払繰延額	実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
・事業繰越額	実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

令和7年度決算額

0 千円
0 千円
0 千円

【標準財政規模】

・地方財政法第5条の4第1項第2号に規定する標準的な規模の収入の額として 13,258,205 千円
政令で定めるところにより算定した額(臨時財政対策債発行可能額を含む)

(基準財政収入額－(①＋②＋③＋④)) × 100/75	7,326,143 千円
市民税個人所得割税源移譲分 ①	460,174 千円
地方消費税交付金引上げ分 ②	540,067 千円
譲与税合計 ③	182,254 千円
交通安全対策特別交付金 ④	5,002 千円
臨時財政対策債発行可能額	0 千円
普通交付税額	4,744,565 千円
合 計	13,258,205 千円

標準税収入額
8,513,640 千円

☆ 標準財政規模 = 標準税収入額 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額

☆ 基準財政収入額 = 6,682,105 千円

◎連結実質赤字比率

連結実質赤字比率
—

$$= \frac{\text{連結実質赤字額} = 0 \text{ 千円}}{\text{標準財政規模} = 13,258,205 \text{ 千円}}$$

※ 全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

【参考】

連結実質赤字比率を負の値で表示すると次のとおりである。

$$\frac{3,353,341 \text{ 千円}}{13,258,205 \text{ 千円}} = -25.29 \%$$

連結実質赤字額＝①及び②の合計額が③及び④の合計額を超える場合の当該超える額

- ① 一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険保険事業特別会計のうち実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

実質赤字の合計額	0 千円
小 計	0 千円

- ② 公営企業の水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計のうち、資金の不足額を生じた会計の不足額の合計額

資金不足額の合計 0 千円

※資金の不足額＝(流動負債＋建設改良費等以外の経費に充てた地方債の現在高－流動資産)
－ 解消可能資金不足額

- ③ 一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険保険事業特別会計のうち実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

実質黒字の合計	746,614 千円
一般会計	585,221 千円
国民健康保険特別会計	65,841 千円
後期高齢者医療特別会計	21,544 千円
介護保険保険事業特別会計	74,008 千円
小 計	746,614 千円

- ④ 公営企業の水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

資金剰余額の合計	2,606,727 千円
病院事業会計	370,992 千円
水道事業会計	2,084,863 千円
下水道事業会計	150,872 千円
小 計	2,606,727 千円

連結実質収支(黒字額)

$$746,614 \text{ 千円} + 2,606,727 \text{ 千円} - 0 \text{ 千円} = 3,353,341 \text{ 千円}$$

◎実質公債費比率

実質公債費比率 (単年度)	=	(A) 地方債の元利償還金 + (B) 準元利償還金 - (C) 特定財源 - (D) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (E) 標準財政規模 - (D) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
------------------	---	--

(令和5年度) 6.8%	=	(A) 2,399,842 千円 + (B) 1,006,005 千円 - (C) 273,479 千円 - (D) 2,430,953 千円 (E) 12,730,390 千円 - (D) 2,430,953 千円	=	$\frac{701,415}{10,299,437}$ 千円
------------------------	---	--	---	---------------------------------

(令和6年度) 5.6%	=	(A) 2,317,907 千円 + (B) 887,481 千円 - (C) 279,780 千円 - (D) 2,330,844 千円 (E) 12,909,167 千円 - (D) 2,330,844 千円	=	$\frac{594,764}{10,578,323}$ 千円
------------------------	---	--	---	---------------------------------

(令和7年度) 5.0%	=	(A) 2,340,381 千円 + (B) 817,271 千円 - (C) 311,064 千円 - (D) 2,301,757 千円 (E) 13,258,205 千円 - (D) 2,301,757 千円	=	$\frac{544,831}{10,956,448}$ 千円
------------------------	---	--	---	---------------------------------

☆実質公債費比率(3か年平均)	=	5.8%
-----------------	---	-------------

※ 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

【(A)元利償還金】 単位:千円

令和5年度	令和6年度	令和7年度
2,399,842	2,317,907	2,340,381

【(B)準元利償還金】

準元利償還金=①+②+③+④+⑤

① 満期一括償還地方債の償還期間を30年とする1年当たりの元金償還金相当額

単位:千円

令和5年度	令和6年度	令和7年度
0	1,000	1,667

② 一般会計等から特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの

単位:千円

令和5年度	令和6年度	令和7年度
990,863	876,060	796,432

③ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

単位:千円

令和5年度	令和6年度	令和7年度
14,877	9,064	17,361

④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

単位:千円

令和5年度	令和6年度	令和7年度
0	0	0

⑤ 一時借入金の利子

単位:千円

令和5年度	令和6年度	令和7年度
265	1,357	1,811

【(C)特定財源】

国・県等からの利子補給、貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金、公営住宅使用料、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税等

単位:千円

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
国・県等からの利子補給	0	0	0
貸付金の元利償還金	0	0	0
公営住宅使用料	47,236	50,352	52,058
都市計画事業の財源として発行された地方債の償還に充当した都市計画税	226,243	229,428	216,045
その他	0	0	42,961
合 計	273,479	279,780	311,064

【(D)元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額】

地方債の償還等に要する経費として、公債費又は事業費補正若しくは密度補正により、基準財政需要額に算入された額。

単位:千円

費 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
消防費	0	0	0
道路橋梁費	756	376	0
公園費	905	0	0
下水道費	732,894	695,161	657,567
その他土木費	112	115	118
小学校費	4,415	16,360	33,640
中学校費	2,202	5,125	14,742
清掃費	1,023	3,777	14,732
農業行政費	181	276	670
地域振興費	7,149	23,127	31,467
保健衛生費	21,613	22,657	23,742
公債費	1,659,703	1,563,870	1,525,079
合 計	2,430,953	2,330,844	2,301,757

◎将来負担比率

将来負担比率	将来負担額	31,008,841 千円	
	－ 充当可能基金額	11,472,369 千円	
	－ 特定財源見込額	1,558,277 千円	
	＝ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	23,613,513 千円	
	標準財政規模	13,258,205 千円	
－	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,301,757 千円	
			＝ $\frac{-5,635,318}{10,956,448}$ 千円

【参考】将来負担比率を負の値で表示すると次のとおりである。

$$\frac{-5,635,318 \text{ 千円}}{10,956,448 \text{ 千円}} = -51.4 \%$$

※ 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

【将来負担額】＝ ①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧

① 一般会計等に係る地方債の現在高

地方債の現在高

25,476,987 千円

② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方債を財源とする事業）

0 千円

③ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額

単位：千円

病院事業会計	378,853	下水道事業会計	3,933,951
水道事業会計	9,878		
合 計			4,322,682

④ 組合等が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額

単位：千円

小野加東広域事務組合	0
北はりま消防組合	221,781
北播衛生事務組合	409,494
合 計	631,275

⑤ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額

577,897 千円

⑥ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額

0 千円

⑦ 連結実質赤字額

0 千円

⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額に係る一般会計等負担見込額

0 千円

【充当可能基金額】

単位：千円

財政調整基金	5,842,078	災害対策基金	420,789
減債基金	862,113	国民健康保険財政調整基金	97,396
国際交流基金	71,609	介護保険給付費準備基金	502,148
福祉基金	813,594	土地開発基金	516,092
やしろ鴨川の郷基金	8,396	ふるさと加東応援基金	67
地域情報化基金	227,122		
公共施設等整備基金	2,110,965	合 計	11,472,369

※地域振興基金は、充当可能基金から除く。

【特定財源見込額】

単位:千円

項 目	金 額	内 容
転貸債に係る償還金	0	住宅新築資金等貸付金元金収入
公営住宅の賃貸料等	201,276	公営住宅使用料
都市計画税収	1,357,001	都市計画税の充当率 47.4%
その他特定の収入		
合 計	1,558,277	

【交付税算入額】

・地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

単位:千円

費 目	算入見込額	項 目
消防費	0	施設整備事業
道路橋梁費	0	臨時地方道整備事業
公園費	0	公園緑地事業
下水道費	3,253,178	下水道事業
その他土木費	212	まちづくり交付金事業、自然災害防止事業
小学校費	1,211,635	小中一貫校整備事業
中学校費	231,166	小中一貫校整備事業
保健衛生費	284,090	病院事業、上水道一般会計出資等
こども子育て費	35,150	こども・子育て支援事業債
清掃費	208,984	北播衛生事務組合改修事業
農業行政費	27,397	
地域振興費	2,898,944	地域活性化事業、防災対策事業、公共施設等適正管理推進事業
公債費	15,462,757	災害復旧費、補正予算債、減税補填債、財源対策債、臨時財政対策債、緊急防災・減災事業債、合併特例債などの償還費
合 計	23,613,513	

地方債の償還に係る基準財政需要額算入額

単位:千円

費 目	算入額
消防費	0
道路橋梁費	0
公園費	0
下水道費	657,567
その他土木費	118
小学校費	33,640
中学校費	14,742
清掃費	14,732
農業行政費	670
地域振興費	31,467
保健衛生費	23,742
公債費	1,525,079
合 計	2,301,757

◎資金不足比率

※ 各公営企業会計を対象とした資金不足額の事業の規模に対する比率

病院事業会計
資金不足比率

—

$$= \frac{\text{病院事業会計 資金不足額} = 0 \text{千円}}{\text{病院事業会計 事業の規模} = 1,832,444 \text{千円}}$$

【参考】

資金不足比率を負の値で表示すると次のとおりである。

$$\frac{370,992}{1,832,444} \frac{\text{千円}}{\text{千円}} = -20.2 \%$$

水道事業会計
資金不足比率

—

$$= \frac{\text{水道事業会計 資金不足額} = 0 \text{千円}}{\text{水道事業会計 事業の規模} = 951,062 \text{千円}}$$

【参考】

資金不足比率を負の値で表示すると次のとおりである。

$$\frac{2,084,863}{951,062} \frac{\text{千円}}{\text{千円}} = -219.2 \%$$

下水道事業会計
資金不足比率

—

$$= \frac{\text{下水道事業会計 資金不足額} = 0 \text{千円}}{\text{下水道事業会計 事業の規模} = 868,589 \text{千円}}$$

【参考】

資金不足比率を負の値で表示すると次のとおりである。

$$\frac{150,872}{868,589} \frac{\text{千円}}{\text{千円}} = -17.4 \%$$